平成２４年（フ）第１３６２１号
東京都北区神谷１丁目９－６－203　北斗ハイツ北館
破産者　平山　大志
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６３３号
埼玉県北本市東間１丁目50番地
破産者　株式会社Ｋ・Ｋ・Ｂ
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９１４号
神奈川県横浜市戸塚区深谷町25―16―1643
破産者　井上　眞理
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９１５号
千葉県市川市末広１丁目１－３－403
破産者　鈴木　真紀
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９２１号
東京都中野区鷺宮６丁目28―27―307
破産者　河原信太郎
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９４８号
東京都足立区大谷田１丁目１－５－801
破産者　谷本　雅昭
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０２０号
東京都葛飾区亀有３丁目52―10―101
破産者　西山佳孝こと　趙　　佳孝
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０３５号
東京都新宿区西早稲田１丁目９－６－２Ｂ
破産者　土田　広子
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０８３号
東京都大田区大森北３丁目39―９－204
破産者　保坂　修久
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１６３号
埼玉県春日部市南３丁目18―12―201、開始決定時の住所東京都足立区足立４丁目７－11―202
破産者　竹島　賢治
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２０３号
東京都町田市能ケ谷２丁目５－２－401
破産者　峠　　宏樹
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２０４号
神奈川県厚木市関口331―２―101
破産者　迫川　純次
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２０６号
東京都世田谷区赤堤２丁目43―３
破産者　岡本有紀子
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２１７号
東京都大田区上池台２丁目７－５－101、開始決定時の住所東京都中野区新井１丁目40―１－201
破産者　田村　和彦
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２２２号
埼玉県蕨市中央２丁目14―23　ＹＭハイムＮＯ２－105
破産者　由井久美子
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２２７号
東京都中野区上高田３丁目15―８－101
破産者　武田　　修
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２３９号
東京都墨田区吾妻橋３丁目１－４－702
破産者　吉岡　典子
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２６７号
神奈川県横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目43―９－101
破産者　永重　　一
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２７３号
千葉県市原市山田橋１丁目４－14―102
破産者　東條　英二
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２９１号
東京都八王子市南大沢２丁目217―７－105
破産者　田中　信雄
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２９４号
東京都大田区山王３丁目13－４－1002
破産者　野田　直宏
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３５０号
千葉県富津市青木2015―３
破産者　平野　沙織
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部